

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	実績判定期間	令和1年5月1日～令和3年4月30日
-----	---------------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄

✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	令和1年5月1日	令和2年5月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
至	令和2年4月30日	令和3年4月30日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である		はい・ いいえ	はい ・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数(※)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		34人	230人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	24月

$$\begin{array}{l}
 \text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)} \\
 \hline
 \text{実績判定期間の月数}
 \end{array}
 \times \frac{A}{B} = \frac{264 \text{人}}{24 \text{月}} \times 12 = 132 \text{人} \geq 100 \text{人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。
 - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください(第2表以下についても同様です)。
 - ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄																																
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓																																
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																																		
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="width:40%; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">実績判定期間</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">すべての事業活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① (指標) 63,829,878円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 19,191,994円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:50%;">イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%;">①</td> <td style="width:35%;">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>②</td> <td>18,931,989円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td>③</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>④</td> <td>260,005円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>⑤</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>⑥</td> <td>19,191,994円 ⇨②へ</td> </tr> </table> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%; border: 1px solid black; padding: 5px;">基準となる割合 (②÷①)</td> <td style="width:40%; border: 1px solid black; padding: 5px;">③ 30.06%</td> </tr> </table>				実績判定期間	すべての事業活動に係る金額等	① (指標) 63,829,878円	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 19,191,994円		イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0円		イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	18,931,989円		ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0円		ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	260,005円		ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0円		合計 (①+②+③+④+⑤)	⑥	19,191,994円 ⇨②へ	基準となる割合 (②÷①)	③ 30.06%
	実績判定期間																																	
すべての事業活動に係る金額等	① (指標) 63,829,878円																																	
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 19,191,994円																																	
	イ 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0円																															
	イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	18,931,989円																															
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0円																															
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	260,005円																															
	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0円																															
	合計 (①+②+③+④+⑤)	⑥	19,191,994円 ⇨②へ																															
基準となる割合 (②÷①)	③ 30.06%																																	
<p>（注意事項）</p> <p>③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。</p>																																		

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和1年5月1日～ 令和2年4月30日	26人	0人	0%	8人	30.7%
㉒	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	26人	0人	0%	7人	26.9%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		26人	0人	0%	6人	24.1%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等							
定款第31条第1項に「会議における構成員の表決権は、平等なるものとする。」と規定	はい						
	いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ				
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ				

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無 <input checked="" type="radio"/> 無				

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」と規定のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

法人名	特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		26人	26人	人	人	人	人	26人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		8人	7人	人	人	人	人	6人

役員 の 内 訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							申請時	就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖			
カタギリタカシ 片桐敬		理事		○	○						○	平成25年2月16日 新任
ナガヤママサトシ 長山雅俊		理事		○	○						○	平成16年5月6日 新任
オオミヤカズト 大宮一人		理事		○	○						○	平成16年5月6日 新任
マキタシゲル 牧田茂		理事		○	○						○	平成16年5月6日 新任

<p>アダチヒトシ 安達仁</p>		<p>理事</p>		○	○					○	<p>平成16年5月6日 新任</p>
<p>イシハラシュンイチ 石原俊一</p>		<p>理事</p>		○	○					○	<p>平成16年5月6日 新任</p>
<p>イトウハルキ 伊東春樹</p>		<p>理事</p>		○	○					○	<p>平成16年5月6日 新任</p>
<p>キムラユタカ 木村穰</p>		<p>理事</p>		○	○					○	<p>平成16年5月6日 新任</p>
<p>シライサプロウ 白井三郎</p>		<p>理事</p>		○	○					○	<p>平成23年7月16日 新任</p>
<p>オカタケフミ 岡 岳文</p>		<p>理事</p>		○	○					○	<p>平成26年7月19日 新任</p>

ヤスタカノリ 安 隆則	理事	○								平成26年7月19日 新任 令和元年7月18日 任期満了
ハルタセイイチ 治田 精一	理事	○	○						○	平成26年7月19日 新任
カツムラトシヒト 勝村 俊仁	理事	○	○						○	平成26年7月19日 新任
ノノダ ノブコ 野々田 宣子	理事	○	○						○	平成26年7月19日 新任
ウンノトシオ 海野 敏夫	理事	○	○						○	平成26年7月19日 新任
オカモトトシヒロ 岡本 年弘	理事	○	○						○	平成26年7月19日 新任
オクムラマサヒデ 奥村 雅英	理事	○	○						○	平成26年7月19日 新任
サクライ シゲキ 櫻井 繁樹	理事	○	○						○	平成27年7月18日 新任
モリシタ ヒロシ 森下 浩	理事	○	○						○	平成27年7月18日 新任
ミナガワ タロウ 皆川 太郎	理事	○	○						○	平成27年7月18日 新任
ゲシ エイイチ 下司 映一	理事	○	○						○	平成27年7月18日 新任
スギヤマネイコ 杉山 寧子 (通称 小笹寧子)	理事	○	○							平成27年7月18日 新任 令和2年7月18日辞任
オガワ アユミ 小川 あゆみ (通称 合田あゆみ)	理事	○	○						○	平成28年7月16日 新任

マエダ トモコ 前田 知子		理事		○	○					○	平成28年7月16日 新任
ホンダ タスク 本多 祐		理事		○	○					○	平成30年7月14日 新任
トミタ エミ 富田 エミ		理事		○	○					○	令和元年7月19日 新任
タナカ トシエ 田中 俊江		理事			○					○	令和2年7月18日 新任
コヤマ ミスズ 小山 美鈴		監事		○	○					○	平成26年7月19日 新任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	9年間	
貸金台帳	表計算ソフト(エクセル) 使用 ルーズリーフ	月1回	9年間	
JHC 事務局在庫票	表計算ソフト(エクセル) 使用 データ帳票	都度	9年間	
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	9年間	
固定資産台帳	会計ソフト(NTTデータ 達人シリーズ)使用 データ帳票	年1回	9年間	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
-----	---------------------	-------

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
 - ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
 - ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること



イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	63,829,878円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	63,829,878円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	16,420,000円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	16,420,000円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ																																																																								
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。</p> <p>(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者 <p>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 15%;">法人との関係 (注2)</th> <th style="width: 15%;">報酬・給与の 区分</th> <th style="width: 15%;">支給期間等</th> <th style="width: 15%;">支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。</p> <p>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">集計期間</td> <td style="width: 80%;">令和1年5月1日 ~ 令和3年8月31日</td> </tr> <tr> <td>給与を得た職員の総数</td> <td>左記の職員に対する給与総額</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>19,869,954円</td> </tr> </table>		氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額	なし																																																												集計期間	令和1年5月1日 ~ 令和3年8月31日	給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	2人	19,869,954円
氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額																																																																				
なし																																																																									
集計期間	令和1年5月1日 ~ 令和3年8月31日																																																																								
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額																																																																								
2人	19,869,954円																																																																								
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。 ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。 																																																																									

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		書籍の販売	令和3年3月15日	1,676円	定価の50%引き
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け (金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		寄付金口座管理業務委託支出	令和1年 5月1日 ～令和2 年4月 30日	13,100円	覚書に基づく 月額1,000円 (税別)
		ネット管理費支出	令和1年 5月1日 ～令和2 年4月 30日	131,100円	契約書に基づく 月額10,000円 (税別)
		書籍仕入支出	令和2年 1月24 日	41,888円	覚書に基づく 単価 定価の80%プラス税
		運動指導謝金支出. 心臓リハビリテー ションの運動療法	令和1年 5月1日 ～令和2 年4月 30日	178,160円	支部運営要項に基づく 1単位 (リーダー) 4,454円 (サブ) 2,227円
		運動指導謝金支出	令和2年 5月1日 ～令和3年 4月30 日	173,706円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454円 (サブ) 2,227円
		運動指導謝金支出	令和3年 5月1日 ～令和3 年8月 31日	4,454円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454円 (サブ) 2,227円
		講師謝金支出 第60回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	33,411円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
		講師謝金支出 第3回日中心リハ講 習会	令和1年 7月11 日	33,411円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
		講師謝金支出 第25回心リハ学 会	令和1年 7月11 日	44,548円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
		講師謝金支出 第61回運動処方 講習会	令和1年 9月29 日	66,822円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく

講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 56 回日本臨床 生理学	令和1年 10月26 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 63 回運動処方 講習会	令和1年 11月17 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 10 回腎リハ学 会	令和2年 2月22 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 66 回運動処方 講習会	令和2年 12月13 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 69 回運動処方 講習会	令和3年 5月16 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 27 回心リハ学 会	令和3年 6月19 日	44,548 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
ホルター解析報償 費支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	615,724 円	委託契約に基づく
ホルター解析報償 費支出	令和3年 5月1日 ～令和3 年8月 31日	85,500 円	委託契約に基づく
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	146,982 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
講師謝金支出 第 60 回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 3 回日中心リハ講 習会	令和1年 7月11 日	69,607 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 25 回心リハ学 会	令和1年 7月14 日	55,685 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 61 回運動処方 講習会	令和1年 9月29 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく

	講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 63 回運動処方 講習会	令和1年 11月17 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 東京支部市民セミ ナー	令和2年 1月18 日	22,274 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 10 回腎リハ学 会	令和2年 2月22 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 66 回運動処方 講習会	令和2年 12月13 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 69 回運動処方 講習会	令和3年 5月16 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 60 回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 10 回腎リハ学 会	令和2年 2月22 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 66 回運動処方 講習会	令和2年 12月13 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 69 回運動処方 講習会	令和3年 5月16 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 60 回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 63 回運動処方 講習会	令和1年 11月17 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 66 回運動処方 講習会	令和2年 12月13 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 69 回運動処方 講習会	令和3年 5月16 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく

	講師謝金支出 第 61 回運動処方 講習会	令和1年 9月29 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 64 回運動処方 講習会	令和1年 12月22 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 68 回運動処方 講習会	令和3年 2月28 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 60 回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 66 回運動処方 講習会	令和2年 12月13 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 69 回運動処方 講習会	令和3年 5月16 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 60 回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 3 回日中心ハ講 習会	令和1年 7月11 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 64 回運動処方 講習会	令和1年 12月22 日	66,822 円,	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	スタッフ謝礼支出 第 61 回運動処方 講習会	令和1年 9月29 日	8,909 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	スタッフ謝礼支出 第 64 回運動処方 講習会	令和1年 12月22 日	8,909 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 3 回日中心ハ講 習会	令和1年 7月11 日	33,441 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 25 回心リハ学 会	令和1年 7月11 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 56 回日本臨床 生理学	令和1年 10月26 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 63 回運動処方 講習会	令和1年 11月17 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 10 回腎リハ学 会	令和2年 2月22 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく

講師謝金支出 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 27 回心リハ学 会	令和3年 6月19 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	369,723 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	163,881 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
顧問料支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年8月 31日	1,534,000 円	契約書に基づく 月額50,000 円 (税別)
広告手配料支出 運動処方講習会	令和1年 6月30 日	50,000 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	15,589 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	17,816 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	40,086 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
運動指導謝金支出	令和3年 5月1日 ～令和3 年8月 31日	13,362 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
講師謝金支出 第 25 回心リハ学 会	令和1年 7月14 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 61 回運動処方 講習会	令和1年 9月29 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく

	講師謝金支出 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 27 回心リハ学 会	令和3年 6月19 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 3 回日中心ハ講 習会	令和1年 7月11 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 64 回運動処方 講習会	令和1年 12月22 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 65 回運動処方 講習会	令和2年 10月20 日	139,213 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 68 回運動処方 講習会	令和3年 2月28 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 27 回心リハ学 会	令和3年 6月19 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	4,454 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
	運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	37,885 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
	事務処理費支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	6,678 円	支部経理マニュアルに基 づく
	講師謝金支出 第 3 回日中心ハ講 習会	令和1年 7月11 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 25 回心リハ学 会	令和1年 7月14 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 63 回運動処方 講習会	令和1年 11月17 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
	講師謝金支出 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく

講師謝金支出 第 27 回心リハ学 会	令和3年 6月19 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
運動指導謝金支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	1,134 円	支部運営要項に基づく (リーダー) 4,454 円 (サブ) 2,227 円
講師謝金支出 第 62 回運動処方 講習会	令和1年 10月20 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 CEC14	令和3年 2月6日	77,959 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 25 回心リハ学 会	令和1年 7月14 日	55,685 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 3 回日中心リハ講 習会	令和1年 7月11 日	33,411 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 25 回心リハ学 会	令和1年 7月13 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 65 回運動処方 講習会	令和2年 10月20 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 68 回運動処方 講習会	令和3年 2月28 日	66,822 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
講師謝金支出 第 27 回心リハ学 会	令和3年 6月19 日	89,096 円	労務に対する弁償額に関 する規程に基づく
ホルター解析収入	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	21,616,192 円	契約書に基づく
広告収入 第 60 回運動処方 講習会	令和1年 6月30 日	54,000 円	趣意書に基づく
DVD 仕入れ支出	令和2年 4月30 日	79,920 円	請求書に基づく
DVD 販売手数料 収入	令和1年 5月1日 ～令和2 年4月 30日	68,970 円	契約書に基づく

事務消耗品費支出 角2封筒 2000枚	令和1年 11月25日	47,628円	請求書に基づく
運動処方講習会事務 局代費支出	令和1年 5月1日 ～令和2年 4月30日	656,000円	請求書に基づく
ソフトメンテナ ンス費支出	令和1年 5月1日 ～令和3年 4月30日	547,600円	契約書に基づく 月額20,000円(税別)
ソフトメンテナ ンス費支出	令和3年 5月1日 ～令和3年 7月31日	66,000円	契約書に基づく 月額20,000円(税別)
学会共催費収入 第25回日本心臓 リハビリテーション学会	令和1年 7月13日～令和 1年7月 14日	1,008,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第59回運動処方 講習会	令和1年 5月28日	1,008,000円	趣意書に基づく (日付は支払日、平成30 年度分)
学会共催費収入 第60回運動処方 講習会	令和1年 6月30日	189,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第61回運動処方 講習会	令和1年 9月29日	189,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第62回運動処方 講習会	令和1年 10月20日	192,500円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第63回運動処方 講習会	令和1年 11月17日	192,500円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第56回日本臨床 生理学会	令和1年 10月26日	108,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第64回運動処方 講習会	令和1年 12月22日	1,100,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第65回運動処方 講習会	令和2年 10月20日	550,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第66回運動処方 講習会	令和2年 12月13日	192,500円	趣意書に基づく

学会共催費収入 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	192,500円	趣意書に基づく
広告収入 第 13 回運動循環 器病研究会	令和2年 2月8日	30,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 66 回運動処方 講習会	令和2年 12月13 日	354,000円	趣意書に基づく
学会共催費収入 第 67 回運動処方 講習会	令和3年 1月24 日	330,000円	趣意書に基づく
広告収入 CEC14	令和3年 2月6日	30,000円	趣意書に基づく
施設使用料支出 フクダ電子ショー ルーム	令和2年 12月25 日	30,000円	フクダ電子ホール社外貸 出利用規約に基づく
学会共催費収入 第 10 回日本腎臓 バリエーション学会	令和 2年2月 22日	125,000円	趣意書に基づく
広告収入 CEC13	令和2年 2月8日	30,000円	趣意書に基づく
施設使用料支出	令和1年 5月1日 ～令和3 年4月 30日	333,700円	請求書に基づく
備品消耗品支出 ホルターテレワー ク用諸費用	令和2年 12月25 日	351,780円	請求書に基づく
広告収入 CEC14	令和3年 2月6日	50,000円	趣意書に基づく

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

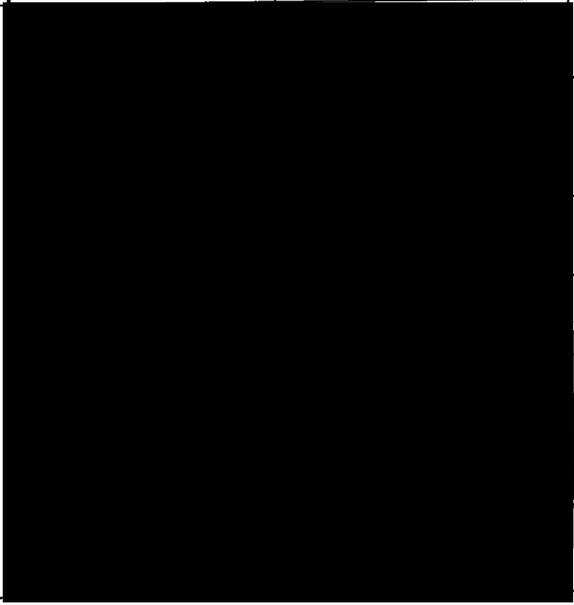
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	28,800円	800円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和3年5月1日～ 令和3年8月31日	11,200円	800円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	22,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	1,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	28,500円	1,500円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	14,400円	1,600円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	10,400円	1,300円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	9,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和1年5月1日～ 令和3年4月30日	45,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和3年5月1日～ 令和3年8月31日	10,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	1,300円	1,300円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	34,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	5,000円	1,000円/1回
		メデックスクラブ参加費収入	令和2年5月1日～ 令和3年4月30日	28,000円	1,000円/1回

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支払先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
		1,370,000 円	令和1年7月 17日	JHC 研究助成金
		500,000 円	令和1年7月 31日	JHC 研究助成金
		658,800 円	令和2年5月 29日	JHC 研究助成金
		600,000 円	令和2年6月 22日	JHC 研究助成金
		800,000 円	令和2年6月 22日	JHC 研究助成金
		380,000 円	令和3年5月 13日	JHC 研究助成金

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ハートクラブ
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ✓				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ✓		
事業年度	5月1日～4月30日	設立年月日	平成16年5月6日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。)		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ
-----	---------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
学術集会の開催等による健康増進活動・循環器疾患の予防に関する研修事業	一般市民を対象とした講習会をオンラインで行う。	通年8回 5, 6, 10, 11, 12, 1, 2月	法人事務所	10名	講習会に関心のある一般市民 約200名	1,000,000円
学術誌及び図書等の発刊による健康増進活動・循環器疾患の予防に関する普及広報事業	広報誌を制作し、運動療法の普及活動を行う。	通年1回	法人事務所	10人	運動療法に関心のある一般市民 約3,000名	1,000,000円
健康増進活動及び循環器疾患の予防に関する調査研究	遠隔リハビリテーションの研究助成を行い、研究結果を運動療法に活用する。	通年1回	順天堂大学他	10人	運動療法に関心のある一般市民 約500名	3,000,000円
健康増進活動及び循環器疾患の予防に関する調査研究	e-learningを開発し、循環器疾患の予防、再発に役立てる。	通年毎週	法人事務所	10人	運動療法に関心のある一般市民 約500名	3,000,000円
運動療法・心臓リハビリテーションの教育研究及び実践組織の運営	心臓リハビリテーション指導士による運動療法の教室を実施する。	通年毎週	医療施設、スポーツクラブ等	50人	運動療法の教室に関心のある会員500名	1,000,000円
運動療法・心臓リハビリテーションの教育研究及び実践組織の運営	オンラインにて、心臓リハビリテーション指導士による運動療法の教室を実施する。	通年毎週	法人事務所	15人	オンラインによる運動療法の教室に関心のある会員50名	3,000,000円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

ゆうちょ銀行 振替口座	特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ
りそな銀行渋谷支店 普通口座	特定非営利活動法人 ジャパンハートクラブ